

議案第 25 号

交野市税条例等の一部を改正する条例について

交野市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 3 年 6 月 4 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市税条例等の一部を改正する条例案

交野市税条例等の一部を改正する条例

(交野市税条例の一部改正)

第1条 交野市税条例(平成15年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第28条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第13条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(交野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 交野市税条例の一部を改正する条例(令和2年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、交野市税条例第45条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、交野市税条例第46条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、交野市税条例第48条の改正規定中「第48条第4項」を「第48条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、交野市税条例附則第3条第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定

により延長された法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第 2 項中「又は法第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中交野市税条例附則第 6 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中交野市税条例附則第 1 3 条中第 1 5 項を第 1 6 項とし、第 1 4 項を第 1 5 項とし、第 1 3 項の次に 1 項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 3 1 号）の施行の日
- (3) 第 1 条中交野市税条例第 1 5 条第 2 項、第 2 8 条の 3 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の交野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。